

農業資材審議会
農業機械化分科会検査部会

農林水産省 生産局

**農業資材審議会
農業機械化分科会検査部会**

平成17年7月27日(水)
13:59~15:50
農林水産省 生産局第1会議室

議 事 次 第

1. 開会
2. あいさつ
3. 出席者の紹介
4. 議事
 - (1) 農業機械化分科会の審議事項とスケジュール
 - (2) 平成18年度の型式検査の主要な実施方法及び基準の見直しについて
 - (3) その他
5. 閉会

川本室長 定刻には若干ありますが、委員の皆様方おそろいになりましたので、ただ今から農業資材審議会農業機械化分科会検査部会を開催させていただきます。

私は、冒頭の司会を担当させていただきます農産振興課技術対策室長の川本でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、この審議会の審議のために御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、本日は、クールビズということで事前にご連絡させていただいておりますが、ラフな格好で失礼させていただきます。

現在、委員定数が11名でございますが、8名の御出席をいただいておりますので、規定に基づく定数の過半数を満たしておりますので、審議を開始させていただきます。

まず初めに、本日出席いただいております委員の方々の御紹介を順次させていただきます。

私の左手の方からご紹介申し上げますが、御着席のままで結構でございます。

五十嵐委員であります。

小田林委員であります。

尾野村委員であります。

児玉委員であります。

笹尾委員であります。

瀬尾委員であります。

津賀委員であります。

中野委員であります。

以上、8名の方々ですが、本日は北本委員、富樫委員、横山委員が所要により御欠席となっておりますので、ご了承願います。

なお、五十嵐委員、富樫委員におかれましては、新たにこの検査部会に所属いただくこととなりますので、改めてご紹介させていただきます。

よろしくお願いいたします。

また、本日の議題の関係で、オブザーバーとして、メインテーブルではなくて恐縮でございますが、農業・生物系特定産業技術研究機構生研センターの評価試験部長、森本さんにご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

それでは、審議の開催に当たりまして、農産振興課長、竹森より御挨拶を申し上げます。

竹森課長 ただ今ご紹介いただきました農産振興課長の竹森でございます。先週の19日付けで参りまして、来たばかりで、今、勉強中というところでございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の先生方には大変忙しい中ご出席いただきまして本当にありがとうございます。私どもの進めます農業機械に関する行政についても、常日ごろから御協力、御支援をいただきまして誠にありがとうございます。この場を借りまして心から御礼を申し上げたいと思います。

ご存じのように、私ども農林水産省も本年3月に食料・農業・農村基本計画を見直し、新たな政策等にも取り組むということで、品目横断だとか環境政策に取り組んでいるわけでございます。機械の分野におきましては、従来より取り組んでおります高性能農業機械の開発及び実用化は、農業自体の低コスト化に非常に大きな役割があるということで施策の充実に努めております。また、それ以外にも排出ガス規制等新たな問題も出てきていることから、そういうものにも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

農機具の型式検査については、機械の性能とか、安全性が一定水準以上であることを明らかにするとともに、環境問題にも対応した農業機械の開発及び改良の方向がきちんと示される必要があります。ただ、18年度の型式検査については、国全体としての行政の効率化・簡素化という大きな流れがございます。それに対応する形で、規制改革・民間開放推進会議の答申を踏まえてた申請者が自ら取得したデータの活用、あるいは公道を走行しないオフロード車、特に私どもでいえば農機具、そういったものに対する排出ガス規制がかかるという中で、排出ガス性能の評価を導入していくことを検討しなければならないということでございます。

本日は、このような検討課題について、各委員の先生方から専門的な御意見をいただいて、農機具の性能、安全性の確保に努めてまいりたいと思いますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

川本室長 本日、お配りさせていただいております資料の確認をさせていただきます。大部で恐縮であります。「議事次第」の下の方に配付資料一覧ということで掲載させていただいております。資料1から3、並びに参考資料ということで1から5を配付させてい

ただいておりますので、ご確認願います。

なお、不足等ございましたら、事務局にお申し出いただければと思います。

早速ですが、議事に入っていきたいと思います。

審議会の議事規則によりまして、笹尾委員に検査部会長ということで議長をお願いいたしたいと思います。

それでは、今後の議事進行につきまして、笹尾座長、よろしく願います。

笹尾部会長 ただ今紹介いただきました笹尾です。規則によりまして、これからの司会をさせていただきます。

皆様にはできるだけご協力いただきまして、限られた時間でございますので、活発な議論をいただくとともに、会議を円滑に進めたいと思います。

内容的には、先ほど課長の御話の中にもありましたように、幾つか新しいことも含んでおります。これからもよろしく願います。

それでは、1番目の議事といたしまして、農業機械化分科会の審議事項とスケジュールということで、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（土屋） 私、農産振興課技術対策室で機械検査を担当しております土屋と申します。私から、本日の議題の内容の確認ということで、資料1、資料2について説明いたします。

資料1を見ていただきますと、農業資材審議会の農業機械化分科会の審議事項ということで整理してございます。右の方から見ていただきたいんですけども、農業機械化分科会には基本方針部会、検査部会がございます。この下に専門委員会、「小委員会」と私もはっておりますけれども、技術的な見地からさらに審議をしていただく小委員会があります。

左の方に戻っていただきまして、1の(2)に基本方針部会と検査部会の議事事項があります。検査部会は、太い枠で囲っておりますが、型式検査を行う農機具の種類、実施方法及び基準の制定又は変更、さらには、型式検査に合格したものの取り消しに関する事項を審議するというところでございます。

2は、これからご審議いただく内容でありますけれども、冒頭、課長から説明がありましたように、型式検査の一層の効率化・簡素化といった観点から、型式検査の主要な実施

方法及び基準、私どもは「方法基準」と呼んでおりますが、この見直しについて御審議をしていただこうと思っております。審議事項の1つに型式検査の対象機種についてですが、農業機械化の状況を見ますと、現状では対象機種の変更は必要ないと考えておりますので、今回の審議内容には取り上げておりません。

1枚めくっていただきますと、農業機械化促進法に基づく農機具の開発、製造、性能等のチェックから農家の使用まで、段階別に説明しています。型式検査は真ん中部分に示している性能等のチェックということで、農機具の性能や安全性を検査するということがございます。矢印が下から上へ上がっておりますけれども、型式検査の実施等、それから、農機具の鑑定が農機具の性能等チェックの2つの柱であります。型式検査は国営検査ということで、今回、御審議をしていただきますが、このように開発から製造、評価、農家の適正導入といった段階で、農業の機械化促進を図ることによって生産力の増強に向けた農家経営の改善に資するという流れになっております。

型式検査については、毎年説明しておりますけれども、確認のために資料を用意しておりますので、簡単に説明いたします。参考資料1を見ていただきたいと思います。

1ページは、農機具型式検査についての検査の内容であります。型式検査は、作業性能、構造確認、耐久性、操作の難易の評価を依頼によって実施しているものでございます。対象機種は、先ほど申しましたとおり、審議会にお諮りし、農林水産大臣が毎年度対象機種を定めております。平成17年度の対象機種は10機種で、3ページにその対象機種を示しています。この資料は、昨年、審議会に諮問いたしまして、答申していただいた内容のとおりでございます。トラクターをはじめ10機種で現在型式検査を実施しているところでございます。

1ページに戻っていただきまして、(3)型式検査の主要な実施方法及び基準ということで、この後少し詳しく説明する機会があると思っておりますが、この中に試験項目が規定されていまして、検査の方法、合格基準が定められております。

(4)検査の方法基準の概要でございますが、農業機械の性能、例えば作業性能や作業精度といったものを評価しております。それから、構造確認は、(4)で具体的に書いてありますけれども、この中に安全性も含まれております。それから、耐久性、操作の難易というような観点からの検査も実施しております。

検査の申込み等は、右側に図がありますので、見ていただければと思います。依頼者が生研センター、ここには横に名称がありますが、ここに直接申し込んで検査を実施し、合格、不合格の決定を行うということでございます。国は、冒頭にありますように、対象機種や実施方法を定め、また、型式検査に合格したものを公示しまして世の中に普及を進めていく。さらに、その後、適正に製造されているかどうかを確認する事後検査を行うという仕組みでございます。

2ページを開けていただきまして、型式検査に合格しますと図2にございますように、現行ですと、(2)の検査合格証票が張られているものには、検査成績表が添付されておりまして、農家が購入する際に検査成績表を見ることによって機械の性能や安全性といったものを評価する1つの材料になります。また、メーカーがこういった成績、オフィシャルデータに基づきまして、さらなる農業機械の開発、改良に役立てていくことができるということでございます。

4ページに、10年間で幾度か方法基準を改正した概要をまとめております。安全性や、検査の効率化、性能の向上、環境への対応ということで、それぞれ見直しを行っています。平成17年、昨年を思い出していただくと、公道走行に対する排出ガス規制がかかったということで、排出ガス性能の評価を追加、検査の効率化の中で一部調査を省略し一体化したというような改正を行っております。

安全性については、トラクターにおいては、視認性、操舵性の評価、シートベルトの装着の喚起というようなことを改正しました。

コンバインの自脱型については、検査の効率化という観点から、作業能率試験をシミュレーション化したということでございます。それから、コンバインの普通型も検査の効率化という観点から、ほ場の運転面積の縮小とか、試験に用いる作物の選択制の導入を、安全キャブ・安全フレームについては安全性の観点から、後部負荷試験を拡大し、シートベルトの強度の確認ということで、農業機械化の状況、事故の状況、求められている性能の状況に連動して、方法基準を変えてきたということでございます。

次ページの資料は型式検査の合格型式の推移データですので、見ていただければと思います。

資料1に戻りまして、3ページは、農業機械化促進法の中から「農機具の検査」を抜粋

して載せてあります。この中で、審議会にお諮りする事項は、第14条の第1号の型式検査を行う農機具の種類を定めるとき、それから、第2号の実施方法又は基準を定め又は変更するときです。今回は第2号に該当する事項を中心にお諮りしたいと考えております。

次に、資料2を見ていただきたいと思います。検査部会における審議スケジュールでございますが、本日は18年度の方法基準の見直しについてご検討いただくということです。皆さんの御意見、御議論を踏まえまして、9月下旬には専門委員会を開催し、方法基準の見直しについて、専門的・技術的な観点からさらに検討していただくということを考えております。

それを経まして、10月又は11月に皆様にお集まりいただきまして、農業機械化促進法に基づき18年度における対象機種、今回見直しを考えています実施方法及び基準の改正について諮問いたしまして、答申をいただこうと考えております。18年3月末までにはこれを公示していこうと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

笹尾部会長 ありがとうございます。

ただ今の審議事項、並びにスケジュールはよろしいでしょうか。今言っていたスケジュールについて何かご質問、ご意見ございますか。

特にないようでしたら、今日、審議する事項でございますので、これから実際の審議に入っていきたいと思っております。

議事としては2番目になりますが、18年度の型式検査の主要な実施方法及び基準の見直しについて、最初に事務局から資料に基づいて説明していただきます。

事務局（土屋） 引き続きまして、私から主に資料3、型式検査の検討課題について説明いたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

検討の背景といいますか、実施方法及び基準を見直すに当たっての背景ということで、冒頭、課長の挨拶の中にありましたけれども、1つは、規制改革・民間開放推進会議からの答申により、一層の効率化・簡素化に向けて申請者のデータの活用や民間委託などを進めることが求められております。これにつきましては、参考資料を用意しておりますので、

少し詳しく説明したいと思います。

もう1点、18年度中になりますけれども、本国会においてこの5月に公布した「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」により、公道を走行しないいわゆるオフロード車に対して排出ガス規制が導入されるということになります。この法律の導入によりまして、農業機械の一部についても排出ガス規制の対象になるということでございます。先ほど、型式検査の改正に当たり、17年度にオンロード車の農業機械に対する排出ガス規制の評価を入れたことについて説明しましたが、18年度はオフロード車に対応する農業機械における型式検査の対象機種について排出ガスの評価を導入する必要があるという背景でございます。

規制改革・民間開放推進会議の答申について、ここで少し触れておいた方がよろしいのかなと考えております。参考資料2は、規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申、官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」というものですが、これは、昨年12月24日に答申されたもののダイジェスト版でございます。ちょっと長いものですから、かいつまんで説明したいと思います。

1ページ開けていただくと目次があります。型式検査は、の個別官業の民間開放の推進の中で指摘がなされているわけでありますが、を見ていただくと分かるように、医療や介護の関係、教育、ハローワーク、社会保険、自動車の検査制度というような幅広い分野にわたって官製市場の民営化といったものの検討がされたということでございます。

1ページの下の方に、規制改革・民間開放推進会議の趣旨というか、考え方がまとめられております。「本年4月に総理の諮問機関として……」、こちら辺を読んでいただければ分かると思いますが、規制改革・民間開放推進会議が発足したということで、「国等自らがサービス等を提供する分野及びサービス等の提供主体が一定の法人等に限定されている等公的関与の強い分野について、いわゆる官製市場の民間開放による『民主導の経済社会の実現』に向けて答申された」ということでございます。

21ページをご覧くださいと思います。の個別官業の民間開放の推進ということでいろいろ書いてありますが、簡単に言いますと、民間でできるものは官で行わないというような考えに立って、民間開放の方向を検討したということでございます。真ん中より下の方に、「中間とりまとめ」に例示的に掲載した事務・事業ということで、81の分野につ

いてそれぞれの省庁の所管する事務・事業について検討したということでございます。

農業関係で言いますと、下から4行目の後半ぐらいですが、品種登録、農薬の登録、肥料の銘柄登録といったもの、それから、下から2行目に貨幣の製造、日本銀行券の製造といった分野にまで及んでいます。農機具の検査につきましても、次の22ページの3行目に四角く囲っておりますが、農機具の検査ということでご検討いただいたということでございます。ここに列挙されております81については、四角で囲っております(1)から(4)のカテゴリーに分類して、それぞれ検討が進められたということでございます。

農機具の検査は、(4)の検査・登録、資格試験等ということで、具体的には、付箋がつけてあります37ページに四角の枠で囲っております。(ウ)農機具の検査【平成17年度中に措置】をちょっと読ませていただきます。「農機具検査は、安全性の確保を主目的として行われているとされるが、全量検査ではなく任意検査に過ぎず、かつ近年年間300件前後の農業機械作業中の死亡事故が発生している状況を踏まえれば、検査が機能しているとは必ずしもいえない。加えて、国の関与は、当該検査の指針を示すことにより、国自身が全ての検査を行う必然性はないと考えられる。従って、申請者のデータの活用や民間委託等、農機具検査業務の民間開放を推進すべきである。」。このような御指摘をいただいたところであります。

私どもとしては、型式検査が全ての農業機械の事故を防げるということではなく、安全対策全体の中で安全性に優れた機械を開発・改良し、評価していく中で農作業の事故を防ぐことができるだろうということでございます。今回、皆さんにお諮りするのとは、この御指摘を受けまして、特に申請者のデータの活用、民間委託について検討をしていただきたいということでございます。

資料3に戻りまして、2の検討事項としまして、(1)申請者のデータ活用事項として、型式検査で申請者のデータの活用が図れるような検査項目を検討しようということでございます。(2)といたしましては、民間への業務委託事項ということでございます。どういったことが民間委託できるのかということでございます。3番目が、排出ガス規制への対応事項ということで、オフロード車への排出ガス規制対応を踏まえて、型式検査の排出ガスの性能評価の対象機種及び具体的な内容を検討していこうということでございます。

2ページにまいりまして、(別添1)の申請者のデータ活用及び民間委託可能な業務の

考え方についてということで案を示しております。皆さんの御意見を伺いながら検討していこうということでございますが、本日のメインテーマの1つは、この考え方について御意見を賜りたいということでもあります。

案について簡単に説明いたしますと、1として、申請者のデータ活用が可能な検査項目の考え方を後ろに個々の検査の概要を説明しておりますので、もう一度説明することになりますが、所要の検査機器や施設を備えて、機械的・定量的に検査できるものについては申請者のデータを活用していいのではないかと。いわゆる製造者においてデータ取得のために必要な装置等があれば、検査方法等を私どもで示すことにより、そのデータの活用が可能ではないかということでございます。

(2)は、引き続き生研センターで直接検査を行っていかねばならないだろうという考え方をまとめたものであります。1つが、安全性の確認が必要な検査項目ということで、ブレーキとか危険部の保護カバー、いわゆる突起物や高温を発生するようなところ、巻き込まれ、引き込まれる回転部分の保護カバーが適切に装着されているかというような安全装置の確認といったものは生研センターでやるべきだろうと考えております。さらには、安全キャブ又は安全フレームの強度試験ということで、実際に圧力をかけて作業者の転落・転倒した際の安全域が確保されているかということは実際にやらなければいけないだろうと考えております。それから、視認性の評価ということで、実機上での安全性を確認することは引き続き生研センターで行っていく必要があるだろうと考えております。

は同一条件下での試験が必要な検査項目ということですが、農業機械は作物と密接に結びついており、移植及び収穫作業の性能や精度の試験を行う場合、オペレーターの技能や品種、栽培管理、沖縄から北海道までいろいろな気象条件、土壌条件、栽培条件があると思います。これら条件のバラツキの大きいところで試験したデータで評価するのは無理があるだろうということで、生研センターが今までどおり指定するほ場で実施していく必要があるだろうと考えております。

は公的機関での確認が必要な検査項目ということで、オンロード車・オフロード車それぞれ法律に基づいて排出ガスのチェックが必要になっています。こういったものについては公的機関でチェックしていく必要があるだろうと考えております。これは自主データでは無理だろうということ。「等」とあるのは農薬のドリフトの問題であります、農業

機械の防除機の関係で、動力噴霧機やスピードスプレーヤーといった散布性能の評価については、厳密に生研センターでこれからも実施していく必要があるだろうという観点でございます。

これが民間のデータ活用が可能と想定されるものとそれ以外の区分でございます。

2として、民間委託可能な業務として考えられるものとして、検査業務の中では排出ガス成分測定業務がありますが、農業機械は機体が結構大きいことから、測定する場所を変えるのは移動のためのコストや労力がかかりますので、一定の検査については委託するのがいいだろうと考えております。例えば、排出ガスの検査は、車体にエンジンを乗せている状態で測定するのではなく、車体からエンジンを外したエンジン単体で測定しますので、こういったものは委託業務として行うことが可能です。

ほ場管理業務については、型式検査の中にはポテト及びビート・ハーベスター類がありますが、作物によっては北海道ではほ場管理すべき作物があり、こういった作物の栽培については、管理委託してもいいだろうと考えています。他にもいろいろ検討していただきたいと思っております。

検査周辺業務のうち委託可能なものということで、メーカーに対する型式検査の説明会及び型式検査の受付手続き業務、型式検査に合格したものを広報する業務を委託してはどうかと考えております。

農業機械の安全性向上のための農業機械の事故情報や安全装置等の最新の技術情報を集める業務についても委託ができるのではないかと考えております。また、国内外の農業機械に関する関係情報、いわゆる排出ガスとか農薬、バイオディーゼルエンジンとか、そういった情報の収集を委託できるのではないかと考えております。

話は少し戻りますが、次のページを開けていただきたいと思います。先ほど申し上げました型式検査の対象機種ごとの検査項目である性能、構造、耐久性、操作の難易度別の調査を実施しているものをまとめてございます。

これを見て、先ほどの話をすぐに議論していただくというのも難解ですので、次に、各機種ごとにそれぞれの検査について概要をまとめました。

4ページに農用トラクター（乗用型）があります。19ページ以降に検査に用いる装置のカラー写真をつけておきましたので、当該写真を見ながら説明を聞いていただければと思

います。

まず、P T O性能試験であります。これはトラクターに装着されるロータリーなどの作業機を駆動させる性能を、トルク、出力、回転速度、燃費、排出、その他を測定することにより評価します。検査に必要な装置といたしましては、19ページのカラー写真を見ていただきたいと思いますが、【写真1】はP T O性能を測る装置です。【写真2】は、リフティングテーブルで、これを上下させてP T O軸と測定装置の高さを併せる装置であります。【写真3】は、試験環境制御用空調施設ということで、適正な試験データをとるために温度や空調を一定にする装置でございます。こういったものを使いながらP T O性能試験を実施しているということでございます。

牽引性能試験は、トラクターに牽引車両をつけて牽引性能を評価します。試験は、18ページの【写真4】で示すダイナモメーターカーをトラクターに牽引させて、牽引力を測定します。【写真5】はテストコースでございます。1周400メートルのテストコースで、ここで実際に装置を稼働させて牽引性能を測定しています。

4ページに戻りまして、次が作業機の昇降装置の性能試験を測定するものでございまして、トラクターが作業機を持ち上げる能力を評価する試験でございます。装置としましては、19ページの【写真6】で示す揚力測定装置、油圧を測定する20ページの【写真7】の油圧ポンプの性能装置、こういった装置により試験を実施しております。こういった試験装置があれば測定できるというものであります。

【写真8】は防水試験装置でございまして、車軸やブレーキの中に水が入らないかどうかという防水性能を調べるのに必要な装置でございます。

【写真9】は排出ガス計測施設で、原動機の排出ガスの成分の一酸化炭素や炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質、粒子状物質に含まれている黒鉛の濃度を測るものです。こういった装置で排出ガス性能を評価するというところでございます。

【写真10】はトラックスケールで、トラクターの構造調査に用います。これでトラクターの質量を測ったり、かじ取り装置、ブレーキの操作装置の性能を確認します。

写真から文章に戻っていただきまして、5ページでございますが、安全確認調査は、保護装置等の安全装備を確認します。トラクターですとエンジンのボンネットのカバーやP T Oのシールド、可動部の保護を確認し、高温部分の保護対策というものをチェックして

おります。それから、耐久性は、連続昇降試験としてトラクターに作業機をつけて、負荷をかけながら昇降を1千回繰り返して異常がないかどうかと確認します。先ほど【写真6】の揚力測定装置を見ましたが、その装置を使って異常を確認するというごさいです。

操作の難易の取扱試験は、トラクターの操作性を評価します。装置が適正に動くか、操作の難易度、旋回半径、騒音といったものを確認、測定します。騒音等はダイナモメーターを用いてテストコースで動かして、測定するというごさいです。

6ページにまいりまして、田植機でございすが、作業性能試験としては、植付け性能試験と繰出・吐出性能試験の2つに分かれております。植付け性能試験は、単位当たりの植付け時間を測定し、それから、欠株率、植付けた苗の姿勢を調査し作業性能を評価しようというもので、特別な装置はございせん。施肥量の性能測定ということで、繰出・吐出性能試験であります、簡単に言いますと、粒状肥料の粒度分布、粘度、密度を測定、ペースト肥料については粘度、吐出量を測定することにより肥料の散布性能を評価いたします。これも特別な装置はございせん。

次の排出ガス性能試験は、トラクターで説明しましたので、省略しますが、ここでも排出ガス性能を評価するというごさいです。

次の安全性も、構造調査と安全確認調査ということで、基本的にはトラクターと同じでございすが、田植機においては機体のバランスや施肥装置といったものを確認しております。検査に必要な機器・施設としては、トラックスケールですが先ほど説明しました【写真10】を使って質量を測ります。

安全確認調査の機器・施設として傾斜台がありますが、構造確認調査に入るものでございす。21ページの【写真16】を見ていただきたいと思ひます。機械の転倒角度を測定しているものでございす。当該測定は構造調査の中に入ります。

それから、耐久性につきましては、10時間連続運転をして、その際に異常箇所がないかを確認する検査でございす。

操作の難易につきましては、ほぼトラクターと同じで田植機としての操作性、騒音、振動を確認、測定します。これについても特別な装置はございせん。

7ページは、野菜移植機であります。これも先ほど説明した機種とほぼ同じであります。性能試験につきましては、単位当たりの植付け性能、欠株率、植付けの姿勢、こういった

ものを調査することになっております。以下、構造、耐久性、操作の難易というのは、田植機と同じでございます。野菜移植機としての取扱性能を確認する項目はありますが、基本的には他の機種と同じ内容になっております。

構造調査の検査に必要な機器、施設として傾斜台があります。これも転倒角度を測定しているということです。

8ページと10ページが防除機関係になります。8ページが動力噴霧機であります。散布性能試験は、ノズル噴霧試験と落下量分布試験、かくはん性能試験の3つの試験により、散布性能を評価しております。1番目のノズル噴霧試験というのは、均一散布性能とノズルの粒径分布を測定するというものでございます。

20ページの【写真11】を見ていただきたいと思えます。ちょっと分かりにくいのですが、ブームノズルを横に開いてありまして、ここから薬剤を散布し約10cm間隔に散布した量を測って均一性を評価しようというものでございます。それから、【写真12の1】は、ノズルの噴霧粒径を測定しようということで、アップにしたものが次の21ページの【写真12の2】で、ノズルの噴頭部から散布した状況を拡大しております。これにレーザー光線をあてて粒径を測定するというものでございます。

8ページに戻っていただきまして、落下量分布試験は、先ほど見ていただきました【写真11】ですけれども、同じ装置を使って落下量の分布を測定するというものでございます。それから、かくはん性能試験は、薬剤のタンク内のかくはん性能、均一に薬剤が混ざったかどうかを測定するというものでございます。この3つの試験で散布性能を評価しています。かくはん性能試験では、特別に必要な機器はございません。

以下、構造、安全性について、動力噴霧機は薬剤を使いますので、構造調査の中では給水装置の逆流防止装置、薬剤の被曝軽減装置、操縦者や作業者に対して薬剤が被曝を軽減させる装置があるかどうかというものを確認することになっております。それから、ノズル・ブームの開閉機構を確認するというもので、装置としましては、トラックスケール、傾斜台を用います。安全確認につきましては、他の機種と同じで、高温部等の防護対策を確認します。

耐久試験は、悪路走行試験ということで、22ページの【写真17】を見ていただければ分かるんですけれども、ここに人工的に段差をつけた悪路を、【写真17】はスピードスプレ

ーヤーですが、動力噴霧機についてもこういった悪路を走行させて性能を確認するという
ことでございます。

もう1つ、耐圧試験は、ポンプに通常の2倍の圧力をかけて異常がないかを確認します。
これについても特別な装置はございません。

9ページにまいりまして、操作の難易は、他の機種と同じように操作性を見る項目でござ
います。

10ページは、スピードスプレーでございます。当該機の散布性能試験は、ノズル噴霧
量試験、付着試験、風速分布試験、かくはん試験の4つあります。写真を見て説明した方
が早いかと思しますので、21ページを開いていただきたいと思ひます。【写真13】ですが、
スピードスプレーの各ノズルにホースでつなぎまして、ノズルから薬剤を噴霧して、右
下にある瓶に薬剤を集めまして、均一に散布されているかどうかを測定していくというも
のでございます。

【写真14】は、付着試験です。ちょっと見にくいのですが、ここに付着試験紙が
ありまして、薬剤を噴霧して、付着試験紙に付着する薬剤の付着密度を測定して性能を評
価しようというものでございます。

それから、【写真15】は風速分布測定装置で、風速分布を測定する四角い枠の中で噴霧
装置を噴霧して風速分布を見ようということです。隣の【図1】は、実際に装置を動かし
て風速の分布状況を測定したものであります。均一に噴霧されていると思っておりますけ
れども、装置で見ると少しバラツキがあるということで、バラツキがないものが均一に散
布できるというものでございます。

このような散布性能試験を実施しておりますが、それぞれ試験装置が必要だということ
でございます。

10ページに戻りまして、かくはん性能試験は、動力噴霧機と同じで、タンク内の薬剤の
かくはん性能を測定するというので、特別な装置はございません。それから、排出ガス
性能試験はトラクター等と同じ内容です。

構造調査、安全確認調査も、基本的に動力噴霧機と同じですので、説明は省略します。
悪路走行試験は、動力噴霧機と同じく人工悪路で実施するというのでございます。

11ページにまいりまして、操作の難易も、基本的には他の機種と同様でございます。

12ページのコンバイン（自脱型）は作業性能を評価するために、作業精度、作業能率という2つの試験がございます。これは、指定したほ場試験区内において収穫作業を行い、損失粒や夾雑物を測定して、作業精度を評価するという事で、22ページの【写真18】、【写真19】の装置を使って測定します。

作業能率試験は、シミュレーション化したしましたので、作業精度試験のデータを入力することによって作業能力が評価できるということでございます。排出ガス性能試験については他の機種と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

2の構造（安全性）ですが、構造調査、安全確認調査は、基本的には他の機種とほぼ同じですが、刃の部分がありますので、切断部や脱穀選別の安全性を確認します。構造調査においては検査に必要な機器、施設としてトラックスケールと傾斜台があります。

耐久性は、ヘッダ部分を1千回連続昇降して、異常を確認するという事で、特別な装置はございません。

操作の難易は、コンバインとしての運転の操作性を確認しますが、他の機種と同じように操作性等を確認するという事になっております。

普通型コンバインにおいては、作業性能試験は精度試験と能率試験があり、先ほど説明した自脱型コンバインの内容と同じでございます。使用する装置は、【写真18】の夾雑物選別装置や、【写真19】の損傷粒選別装置といったものを使います。

以下、先ほど自脱型コンバインで説明した内容と同じですので、説明は省略させていただきます。

続きまして、ポテト・ハーベスター、ビート・ハーベスターでございますが、他の機種と同じような内容です。まず、ポテト・ハーベスターでございますが、作業性能試験は作業精度試験と作業能力試験に分かれておりまして、精度については、作業速度や収穫損失のものを測定して評価します。能率については、掘り取りにかかる作業時間、積み下ろし時間、ほ場の作業量を測定し評価します。この試験にも特別な試験装置はございません。

構造（安全性）も先ほど説明した他の機種とほぼ同じです。この機械の特徴として、掘り取り機能がありますので、掘り取り機構などを確認するということもございます。

耐久性の連続運転試験でございますが、これは5時間連続運転をしまして、異常を確認するというものであります。

操作の難易の取扱試験であります、これも今まで説明してきた他の機種とほぼ同じです。ポテト・ハーベスターとしての運転のし易さを確認するというところでございます。

16ページのビート・ハーベスターでございますが、基本的にはポテト・ハーベスターと同じ内容です。作業精度試験と作業能力試験に分かれておりますが、タッピングの精度が追加されています。

最後になりますが、農用トラクター（乗用型）の安全キャブ・安全フレームについてでございます。強度試験は、動的強度試験と静的強度試験の2つに分かれます。動的強度試験は、2トンの重りをキャブ・フレームに衝突させて、その強度を見るというものでございます。静的強度試験は、対象となるトラクターの輪距、簡単に言うと車輪の幅ですね。またクローラー式も試験が区分されており、それぞれA、B、C、D試験があります。試験内容は基本的に同じなので、一緒に説明したいと思います。

これも写真を見ていただいた方が早いかと思います。22ページの写真を見ていただきたいと思えます。【写真20】の定置式三次元座標測定装置というのは、キャブ・フレームに強度を加える前の座標点等を測定します。【写真21】は、水平、垂直から負荷を加えて変形したときの座標点を測定するもので、【写真21】の装置を用います。

23ページをご覧くださいと分かり易いかと思えますが、【写真22の1】は静的強度試験装置で、装置の概要がここに出ております。それぞれの拡大部分を上【写真22の2】、【写真22の3】で示しております。【写真22の2】は垂直方向にキャブ・フレームに負荷をかける装置で、【写真22の3】は水平方向から油圧で圧力をかけるということでございます。【写真22の4】は、4柱式のフレームだと思えますが、水平方向から圧力をかけて変形したところが出ております。変形する前に、先ほどの定次元装置で座標点を測定しておきまして、移動式のもので変形後の座標点をとって、安全領域がどう確保されているかを測定していくものでございます。

ちょっと長くなりましたが、型式検査はこういった検査を実施しているということでございます。それぞれの検査について、資料の2ページの「別添1」の(1)(2)の観点から、それぞれの試験項目について、申請者のデータ活用ができるかどうか、引き続き生研センターでやるべきかどうかということを検討していただくということになります。

今までの説明は資料3の2の(2)まででございます、次に、(3)排出ガス規制へ

の対応ということで、オフロード車の排出ガス規制について説明したいと思います。この資料は、24ページに「別添2」ということで用意してあります。説明の時間が長くなりましたので、簡単に説明します。

国民の健康を保護し、生活環境を保全するというような観点から、大気汚染の防止を図るために、これまで未規制であったオフロード車に排出ガス規制が新たにかかるということでございます。

その下の四角を見ていただくと、平成15年10月1日から今年の9月1日にかけて、オンロード車が車両法に基づく特殊自動車として排出ガス規制がかかりました。しかしながら、にありますように、オフロード車については未規制で、窒素酸化物や粒子状物質が、自動車というカテゴリーの中では野放し状態であり、規制をかけていきたいということで、今国会で「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」が成立したということでございます。

この法律の枠組みであります。まず、排出ガス基準をクリアしたエンジンを最初に型式指定しようするものであります。また、当該制度の運用の効率化を図る観点から、車両法で既に排出ガスをクリアした原動機を積載するオフロード車も認めていこうという制度になっております。

次に、車両メーカーは、当該型式指定を受けたエンジンを登載した車両を届出するという内容です。届出したものについては、基準適合表示を付すことができるということになります。

それから、使用者は、その基準に適合した車両を使用するということになっております。右側に書いてありますように、買換時に基準適合表示付きのものを選択するというところがございます。なお、現在使用中のものは規制の対象外ということでございます。ただ、排出ガス規制は、使用者規制がかかっておりますので、規制後は、表示のあるものを選んで使うことが必要になってきます。そして、国は必要に応じてメーカーに対しては排出ガス規制の基準にクリアしたものを製造しているかどうか、使用者に対しては適正に使用しているかどうかということについて、報告、聴収や立入検査を実施するという制度になっております。

25ページ以降にその概要がありますが、これは見ていただければと思います。

27ページはオフロード法でどんなものが農業機械で規制の対象になるのかということを示してございます。ここに載っている5機種でオフロード車のものが排出ガス規制の対象となります。オフロード車の対象は、定格出力が19キロワット以上のものというところでございます。従いまして、オンロード車とオフロード車の違いは何かというと、車両法に基づく保安基準に適合しているかどうか、公道を走れるか、走れないかで区別することになります。

私どもが15年に出荷されたものを調べましたところ、トラクターの大部分は、車両法に基づいて、一部、オフロード車もありますけれども、オンロード車の対象になっています。それから、田植機につきましては、全てオフロード車というところでございます。しかしながら、19キロワット（約26馬力）の原動機を搭載したものがありませんので、実質的にはオフロード車の規制の対象ですけれども、排出ガスのチェックは必要ないということで事実上、規制されないということです。

次はスピードスプレーですが、これもほとんどオンロード車で対象になっていますが、ごくわずかにオフロード車があります。それから、コンバインの自脱型はほとんど全部と言っていいと思いますけれども、オンロード車でクリア済みで、わずか1型式、オンロード車から外れている型式があります。主にオフロード車の排出ガス規制にかかるのはコンバインの普通型でございます。これは15年度の集出荷調査を見ますと、800台ぐらいということで、主にこれが排出ガス規制の対象になってくるということでございます。ただ、先ほどオンロード車との相互承認ということがありましたので、トラクター等、それから、他の産業機械で既にクリアした原動機を、コンバインに積むということであれば、実質的な検査は必要ないというような規制の内容になっております。

今述べました機種につきましては、型式検査の対象機種でもありますので、オフロード車についてもオンロード車と同様に排出ガスの評価が必要になってくると考えております。

説明は以上でございます。

笹尾部会長 かなり長い説明でございましたので、検討に際しましても、ただ今の説明で分からなかった点を含めて、御質問、御意見をいただければと思います。

まず、型式検査の検討課題でございますが、資料3の検討事項の1、2、3がございま

す。申請者のデータ活用事項ということで、「別添1」の1の(1)(2)を原案として考え方を出示していただいておりますが、これはトラクターのPTO性能試験とか、具体的に幾つか申請者データの活用が可能だというものを挙げていただけているんでしょうかね。

土屋課長補佐 4ページ以降に必要な機械、施設を挙げてあります。そういった装置があれば、例えばPTO性能試験はできるのかなということで事例を挙げさせていただいております。

笹尾部会長 今、ここで議論することは、先ほどの4ページ以降に各車両で試験項目、検査項目を挙げていただきましたが、申請者のデータを活用できるのはPTO性能試験とか、そういうことをここで決めるわけですか。案を出せばいいんですか。

土屋課長補佐 この考え方が適正だという御話を受ければ、次に専門委員会でもう少し技術的な観点から細かく検討していただきまして、先ほどの整理に従って分類していただくかなと思っております。

笹尾部会長 それでは、考え方ですが、申請者のデータを活用して可能なものと、引き続き生研センターで検査をしていただくべきだろうと思われる項目と、大きく考え方を2つに分けております。

特に(2)の生研センターで直接検査を行っていただいた方がいいだろうという項目が、安全性の確認とか、同一条件下での試験が必要な項目、公的機関での確認が必要な項目というようなことを挙げていただいているんですが、先ほど各機種で、どのような検査をするかということをおまかに説明いただきましたので、これを踏まえて今の考え方について、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

児玉委員 基本的なことをお伺いしますけれども、規制改革・民間開放の流れの中で農機具検査を民間に委託した場合のメリットとして、例えば、農機具が安くなるのかどうか、教えてもらいたいんです。

土屋課長補佐 規制改革・民間開放推進会議の考え方は、安くなるか、高くなるかということではなくて、いろいろな機械の検査、試験を民間にも開放して、そこで市場原理が働いてどっちかにいくんだらうというような考え方です。これまで、農業機械は非常に特

殊なものですので、農業機械化促進法に基づき、今まで生研センターが型式検査を実施しておりました。

笹尾部会長 そうなってくると、市場にメーカーを入れるという変ですけども、型式検査に、市場原理を導入した場合は、公平性、中立性という観点で、非常に難しいのではないかと思いますけど。

児玉委員 難しそうなんですけれども。ちょっとそこから離れて、今、型式検査の合格率というのは、メーカーさんが予め自分のところで型式検査と同様の検査を行い、生研センターに持ってくるんですよね。そうすると、私の考えとしては、合格率の高いものは民間のデータをそのまま活用していいんじゃないかと思いますが、合格率はどのくらいなんですか。

土屋課長補佐 合格率のデータはあります。民間の主要メーカーは4社、スピードプレーを造っている主要なメーカー2社ありますが、生研センターが持っている型式検査に必要な装置をそれぞれのメーカーがそろえているわけではない。従って、合格率が高いからといっても申請者が型式検査と同等の測定ができるかどうかというのは別問題です。

児玉委員 検査機械がそろっているものと、いないものとあるんですか。

土屋課長補佐 あります。合格率は高いのですが、何回かに1回は落ちることもあります。

笹尾部会長 議論を絞った方がいいかと思います。まず、申請者のデータを活用してもよいという項目の中で、これだけは幾ら機具がそろっていようが、引き続き生研センターで直接検査を行うべきであるという項目ですね、例えば安全性に関するもの、条件を整えないといけない検査については申請者独自のものではなくて、生研センターでやっていただくということ。それからもう1つ、排出ガス規制に係るものも、申請者がとってきたデータではなくて、生研センターでやっていただくという提案ですが、この考え方はいいですか。

どうぞ。

尾野村委員 考え方そのものは異議があるわけではありません。ただ、「これでいいですか」と言われたときに、安全性の確認が必要な検査項目の解釈論において、安全性の捉え方で、検査項目自体が動くと思いますので、そこは専門的な技術の分かっている人たち

の意見を聞いた上で、項目の絞り方を具体的に議論し、決めるべきではないかと思います。

笹尾部会長 ここで言われている安全性の確認というのは、各機種で検査項目の中の構造というところで、構造調査と安全確認調査があるんですが、具体的にはここの中の安全確認調査を示していると考えていいですか。

土屋課長補佐 そうですね。2の構造（安全性）というところ。

笹尾部会長 あ、両方、構造も含めて。

土屋課長補佐 はい。

笹尾部会長 じゃ、各機種とも2の構造という中の構造調査と安全性確認調査、提案されている安全性の確認が必要な検査事項というのはこの項目を指すと。今の段階ではそういう御提案としていいですね。

土屋課長補佐 はい。それと、操作の難易ということで取扱試験の中の操作性といったものですね。あるいは、安全性にかかるものというのは実機上で見なければ分かりませんよということです。

笹尾部会長 これについては、今までどおり引き続き生研センターで検査いただくというご提案ですよ。

土屋課長補佐 そういうことになります。

ここに具体的な検査項目を並べますと、細かい項目が出てきまして、相当な数になりますので、今回は概要で示させていただきました。

笹尾部会長 先ほど御提案ありましたように、細かい個々の試験項目につきましては、考え方をここで了承されれば、専門委員会で決めていただくということですね。

それでは、申請者のデータ活用について、今の考え方、大きくデータを活用できるもの、引き続き生研センターで直接検査いただくものという内容についてはいいでしょうか。

はい、どうぞ。

尾野村委員 すみません、私ばかり。この申請者のデータの活用が可能なのというのは、私はなるべく活用してほしいと思っています。それが新しい機種の開発が機動的に進むということと、コストの削減につながるには、こういったことは必要ではないかなと思っています。そこで、注文として2つのことをお願いしたいと思っています。

1つは、申請者のデータの活用をするという目的を明確にしてほしい。申請者のデータ

を活用した新しい農業機械が出てくるときに、民間サイドがこういったメリットがあって農林水産省はこういったことをするんだということに答えられるような。また、俊敏に機動的に農業機械の開発を求めているとか、コストの削減を求めているとか、ないしは、役所が思ってもみなかったような柔軟な農業機械を提供してくれるとか、つまり、役所が何を期待しているのかということ。さっき児玉委員もおっしゃったように、民間活用というか、市場原理の活用、メカニズムの活用などで期待している目的を、役所は役所として明確にすべきではないかなと。それに民間サイドがどれだけ答えられるか、これはまたこれで新しい課題ではないかなと思います。

もう1つお願いしておきたいのは、長い間新聞記者をやっていていつも思うんですけども、企業というのは、分かり易く言いますと、期待した製品開発をして売りたいがために、データを改ざんしてしまうという性癖とか、傾向があるわけで、こういったデータを活用するという制度を導入するときには、それをどうやって防止するか、その考え方もきちんと明示しておかないと、民間の方が困ってしまうのではないかな。逆にルーズになってしまっただけでは、せっかくこういう制度があるのに、国民の信頼を失うようなことになりかねませんので、改ざん防止策についての考え方も準備しておく必要があるのではないかなと思います。

以上です。

笹尾部会長 どうもありがとうございます。

今の2つの要望は、次の小委員会、専門委員会で具体的に検討されるときにこの点を頭に入れながら、具体的な問題に取り組んでいただきたいと思います。

次に、民間委託可能な業務についてということで、検査業務の中で委託が可能なものという内容の中で、排出ガス成分測定業務、ほ場管理業務が挙げられております。また、検査周辺業務のうち委託が可能なものということで、3つほど挙げていただいておりますが、この点につきまして、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

これは例として挙げてあるんですが、実際に小委員会の方で検討するのですか。

土屋課長補佐 一義的には、生研センターが委託するということですので、審議会である程度検討して、この内容でどうかというふうな方式になるかだと思います。先ほど申し述べましたように、農業機械を検査するめに遠方に移動させるのは物理的にコストがかかる

という問題があり、また、民間開放推進会議で業務委託について指摘されているわけであり、それには対応したいと思いますが、どういう知恵が出せるのかというところだと思います。今後さらに検討していきたいとは思いますが。

いい御提案があればということですね。

笹尾部会長 可能なものはしていきたいということですね。

土屋課長補佐 はい。効率的な運用に支障がないということが大前提です。非効率になってはしょうがないわけですから。

笹尾部会長 この点について何かないですか。

児玉委員 (2)の例の2つ目のポツの農業機械事故情報の関係の収集業務というのがありますけれども、こういうものこそ安全性の基礎づくりになると思うので、この辺を民間委託していいのかどうか。この辺は生研センターの方が指導的にやって、分析していった方がよろしいのではないかなと思います。

土屋課長補佐 これは資料を用意してあるんですけども、全国的に幅広く事故情報をとるためには、生研センターの努力だけではデータ数が限られていますので、ここに小田田会長がいらっしゃいますが、全国農業機械士協議会の御協力を得て調査をしてはどうかという意味の委託です。従いまして、調査データの原因分析については、生研センターで実施することになると思いますが、調査票の収集は民間にお願いしてもいいのかなと。

川本室長 若干補足すると、企画の部分と分析の部分は生研センターがやっていくということで、その間の物理的に労力を要するところを民間に委託できるのではないかと、そういう考え方です。

笹尾部会長 可能なものは民間委託に移していこうかという考え方の提案というふうに考えればいいですね。

川本室長 市場開放という点においてどういった分野が可能なのかと、そういう視点に立って開放できるところは開放するというところで1つの例示として示しています。これ以外にもこういった分野があるということであればご提案いただければ、それを検討したいということですね。

笹尾部会長 方針としてそういう方向で考えていきたいということですので、内容的にこういうものも民間委託でいいのではないかというような御意見があれば。今後、この会

議の席だけではなく御意見をいただければと思います。

それから、3番目の排出ガス規制への対応事項でございますが、これについて何かご質問ございますか。先ほど説明がありましたように、既にオンロード車の場合には規制がかかっております。トラクター、スピードブレイカー、自脱型コンバイン、これらはほとんどオンロード車の規制にかかっている。それから、乗用型の田植機、これはオフロード車ですけれども、19キロワット以上のものが対象なので、実際には今の田植機には規制の対象となるものがほとんどないということですね。

土屋課長補佐 ないということですよ。

笹尾部会長 唯一、普通型コンバインがかかるんですが、これは800台あるというのは北海道の方ですか。

土屋課長補佐 年間の出荷台数ですので、規制の対象となるということですよ。例えば、毎年度その台数が出荷されれば、新しく排出ガス規制がかかったときには、その約800台が規制の対象ということになると思います。

笹尾部会長 そういうことで、これはここで議論する云々ではないですよ。こういうものがかかりますということですね。

土屋課長補佐 したがいまして、前年度にオンロード車で規制がかかったときに基準に入れましたので、今回は、オフロード車についてもということになると思います。

笹尾部会長 これは農業機械の一部も入ってくるので、オフロード車も入れざるを得ないわけですよ。

土屋課長補佐 そうですね、基準をクリアしないと使えないという世の中になるわけですから。

笹尾部会長 この点で何かご意見ございますか。

ないようでしたら、この議題、平成18年度の型式検査の主要な実施方法及び基準の見直しについては、ご説明いただきました内容とともに、ここでご提案いただいているように、データの活用並びに民間委託が可能というものについては、できるものはしていこうという考え方であるということをお認めいただいたということにしたいと思います。

事務局におかれましても、本日、委員の方から要望もございましたので、そういうことも含めて今後検討して生かしていただきたいと思います。

それから、これは専門委員会において具体的に検討していただいて、その結果を踏まえて次の検査部会において審議を行うということでもいいわけですね。

土屋課長補佐 はい。

笹尾部会長 そうしたいと思います。

本日予定しておりました審議事項は以上ですが、事務局から何か追加の説明等ございましたら、限られた時間ではございますが、50分ぐらいまで、残り10分ぐらいで説明をしていただきたいと思います。

土屋課長補佐 残りの資料としては、参考資料3と4、5がございます。参考資料5は後でよく見ていただければ分かるものですので、これは省略したいと思います。

参考資料3は、農作業死亡事故の結果ということですが、3月に出た資料ですので、皆さんは御覧になっているものかと思えます。頭の部分だけもう一度説明すると、農作業事故がなかなか減らないという状況でございます。特に、機械作業事故が70%ぐらいということ、70歳以上の高齢者の農作業の事故が61%を占めているということで、今後、高齢化に対する対応がますます重要になってくると思えます。それとともに、農業機械の事故が7割を占めていますので、ハード・ソフト面の安全対策を進めていかなければいけないだろうということでございます。

こういった農作業事故調査、民間開放推進会議からの御指摘等も踏まえて、生研センターといろいろ協議してまいりました。参考資料4に農作業機械の事故原因分析に関する資する実態調査の実施ということで、ここに目的を縷々書いてありますが、農業機械事故と機械の安全装備の因果関係を把握・分析して、その成果を踏まえてさらなる検査・鑑定の基準に反映させていこうという趣旨で、今年から3年計画で詳細調査を実施していこうということでございます。

17年度は、北海道で全般的な調査を実施しつつ、トラクターの乗用型、歩行型について、事故の原因を詳細に調べていこうということで、本委員会の委員であります小田林委員が会長である全国農業機械士協議会の御協力を得まして、全国約26地域でアンケート調査を行い、さらに生研センターの職員が出向いて必要に応じて詳細調査、聞き取り調査を実施していこうというものでございます。

3)の歩行型についても同様でございます。

4)に、本年度の調査期間や、アンケートや聞き取り調査の規模が書いてあります。

内容につきましては、2ページ、3ページにありますように、アンケート調査方式になっております。

3ページがトラクターのアンケート調査でございますが、特に安全キャブ・フレームの有効性、シートベルトの装着の有効性、転落・転倒の事故原因といったものを中心に調べていこうと。それから、トラクターの安全装備に対する御意見も聞いていこうという内容になっております。そして、必要に応じて現地で細かく聞き取り調査を実施していくと。

歩行型トラクターについても、事故が多いということで、今まで歩行型トラクターという1つのカテゴリーにしていたんですが、2の下の図にあるように、からまでいろいろな作業にかかる歩行型トラクターがあるわけですから、細かく分けて事故の実態、ヒヤリ・ハット体験を含めて調べようという内容になっております。

従いまして、調査規模が全国26地区×100世帯ですので、250から300事例ぐらいのデータが集まるのではないかと思います。さらに、詳細調査を実施して、3年間の間に機種を変えつつ進めていこうということでございます。この調査結果が出ましたら、秋の審議会に間に合えばご報告したいと思います。先ほど一部委託というんですか、そういう意味での事故の調査をしていくということでございます。

笹尾部会長 ただ今の御説明、参考資料3並びに参考資料4ですが、毎回ここで議論になります農作業事故、特に機械利用による事故はここ2、30年ほとんど件数が減らないという状況で、実態調査を行うという提案と言いますか、もう始められるんですね。1ページ目の実施計画の4)にありますように、実施なさっておりますので、ぜひとも進めていただいて、次回等に何らかの答えが出てくればありがたいと思います。

何かご質問なりご意見ございますか。

もうアンケートは配っておられるんですか。まだですか。

森本生研センター評価試験部長 調査票を配ることに向けて印刷等準備を進めているところでございます。

笹尾部会長 そうですか。

もし何かございましたら、よろしく。

笹尾部会長 参考資料5はいいんですね。

土屋課長補佐 これはお持ち帰りいただいて。私どもの機械化対策について全般をまとめてありますので。御電話なり、皆様方とお会いする機会があるかと思しますので、御質問なりしていただければいいかなと思います。

笹尾部会長 それでは、こちらで用意しました全てはこれで終わりましたので、事務局に司会をお返ししたいと思います。

川本室長 本日は本当に貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

事務局側の説明がちょっと長くて、委員の皆様方お一人お一人の御意見を伺う時間がなくて失礼いたしました。

型式検査については、先ほど安全性能確保という話がありましたが、そういった点と、環境への対応を誘導するというのが、今後ますます重要になってくるのではないかと考えております。本日いただいた御指摘並びに専門委員会での検討を経まして、型式検査についての18年度から適用する実施方法及び基準について案をとりまとめまして、次回にお諮りさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は貴重な御時間をいただきましてありがとうございました。

- 了 -